

貸渡し約款

当社の自動車は下記の貸渡し約款に基づいてお貸渡しいたします。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

- 1.当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下『レンタルバイク』といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。
- 2.当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合は、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込み）

- 1.借受人は、レンタルバイクを借りるにあたって、当社所定の約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受期間、運転者、ヘルメット等の付属品の要否、その他の借受条件（以下『借受条件』といいます。）を明示して予約の申し込みを行うことができます。
- 2.当社は、借受人から予約の申込みがあった時は、原則として、当社の保有するレンタルバイクの範囲で予約に応ずるものとします。

第3条（予約の変更）

- 1.借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取り消し等）

- 1.借受人及び当社は第2条第1項の借受日時までにレンタルバイクの貸渡し契約を締結するものとします。なお、借受人は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができます。
- 2.借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタルバイク貸渡し契約（以下『貸渡し契約』といいます。）の締結手続きに着手しなかった時は、予約が取り消されたものとします。
- 3.前2項の場合、もしくは借受人の都合により予約が取り消された時は、別に定めるところにより当社所定の予約取り消し手数料を当社に支払うものとします。
- 4.事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人もしくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡し契約が締結されなかった時は、予約は取り消されたものとします。

第5条（代替レンタルバイク）

- 1.当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、オプション用品の仕様条件（以下『条件』といいます。）のレンタルバイクを貸し渡すことができないときは、直ちに借受人にその旨を通知し予約と異なる条件のレンタルバイク（以下『代替レンタルバイク』といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

- 2.借受人が前項の申し入れを承諾した時は、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタルバイクを貸し渡すものとします。この場合、借受人はだいたいレンタルバイクの貸渡し料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
- 3.借受人は、第1項の代替レンタルバイクの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約ができるものとします。

第6条（免責）

- 1.当社及び借受人は、予約が取り消され、または貸渡し契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らかの請求をしないものとします。

第3章貸渡し

第7条（貸渡し契約の締結）

- 1.借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡し条件を明示して、貸渡し契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタルバイクがない場合または借受人もしくは運転者が第8条第1項に該当する場合は除きます。
- 2.貸渡し契約を締結した場合、借受人は約款及び細則で定められた事項を遵守するものとし、当社に第10条第1項に定める貸渡し料金を支払うものとします。
- 3.当社は監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下『運転者』といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は自己が運転者である時は自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なる時は運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達『レンタカーに関する基本通達』（自旅第138号 平成7年6月13日）の2（10）及び（11）のことをいいます。（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
- 4.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
- 5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中の緊急連絡先として借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
- 6.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、電子決済もしくは現金による支払いを求め、又はその他の支払い方法を指定することがあります。
- 7.当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約拒絶するとともに予約を取り消す事ができるものとします。

第8条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 当社は借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに予約を取り消す事ができるものとします。
 - (1) 貸し渡すレンタルバイクの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - (4) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
 - (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
 - (6) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
 - (7) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
 - (8) 過去の貸渡しにおいて、第16条各号に掲げる行為があったとき。
 - (9) 当社所定の貸渡注意者リスト（以下『貸渡注意者リスト』といいます。）に登録されているとき。
 - (10) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第17条第6項又は第22条第1項に掲げる行為があったとき。
 - (11) 過去の貸渡しにおいて、貸渡し約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (12) 別に明記する条件を満たしていないとき。

第9条（貸渡し契約の成立等）

1. 貸渡し契約は、借受人が当社に貸渡し料金を支払い貸渡し契約書に署名し、当社が借受人にレンタルバイク（付属品を含む。以下同じ）を引き渡したときに成立するものとします。
2. 前項の引き渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、当社の営業所で行うものとします。

第10条（貸渡し料金）

1. 貸渡し料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額計算根拠を料金表明示します。
 - (1) 基本料金
 - (2) 特別装備料（ヘルメット等オプション品）
 - (3) 燃料代
 - (4) 車両補償料
 - (5) その他の料金
2. 基本料金は、レンタルバイクの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第13条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 第2条による予約をしたあとに貸渡し料金を改定した時は、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金のうち、いずれか低い方の貸渡し料金によるものとします。

第11条（借受条件の変更）

- 1.借受人は、貸渡し契約の締結後、第7条第1項の借受条件を変更しようとする時は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2.当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡し業務に支障が生ずる時は、その変更に承諾しないことがあります。

第12条（点検整備及び確認）

- 1.当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタルバイクを貸し渡すものとします。
- 2.当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
- 3.借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタルバイクに整備不良が無いことその他レンタルバイクが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 4.当社は、前項の確認によってレンタルバイクに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第13条（貸渡し証の交付、携帯等）

- 1.当社は、レンタルバイクを引き渡したときは、地方運輸局運輸局長が定めた事項を記載した所定の貸渡し証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 2.借受人又は運転者は、レンタルバイクの使用時、前項により交付を受けた貸渡し証を携帯しなければならないものとします。
- 3.借受人又は運転者は、貸渡し証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4.借受人又は運転者は、レンタルバイクを交換する場合には、同時に貸渡し証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第14条（管理責任）

- 1.借受人又は運転者は、レンタルバイクの引き渡しを受けてから当社に交換するまでの間（以下『使用中』といいます。）善良な管理者の注意義務をもってレンタルバイクを使用し、保管するものとします。

第15条（日常点検整備）

- 1.借受人又は運転者は、使用中借り受けたレンタルバイクについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第16条（禁止行為）

- 1.借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタルバイクを所定の用途以外に使用し又は第7条第3項の貸渡し証に記載された運転者以外の者に運転させること。
 - (3) レンタルバイクを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (4) レンタルバイクの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタルバイクを改造もしくは改装する等その原状を変更すること。
 - (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクを各種テストもしくは競技に使用し又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
 - (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること。
 - (7) 当社の承諾を受けることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること。
 - (8) レンタルバイクを日本国外に出すこと。
 - (9) その他第7条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
- 2.本条、第17条又は第22条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

第17条（違法駐車の場合の措置等）

- 1.借受人又は運転者は使用中にレンタルバイクに関し道路交通法に定める違法駐車をした時は、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。
- 2.当社は、警察からレンタルバイクの放置駐車違反の連絡を受けた時は、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタルバイクを移動させ、レンタルバイクの借受期間満了時又は当社が指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタルバイクが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタルバイクを引き取る場合があります。
- 3.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとし、また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は何らかの通知・催促を要せず貸渡し契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還の請求できるものとし、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下『自認書』といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 4.当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡し証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行う他、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡し証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5.借受人又は運転者がレンタルバイク返却までに違反処理を行わず、当社が道路交通法第51条の

4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は借受人もしくは運転者の探索及びレンタルバイクの引取りに要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は当社に対して次に掲げる費用を賠償する責任を負うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 当社が別に定める駐車違反違約金（上記（1）放置違反金相当額と併せ、以下『駐車違反金』といいます。）

(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引き取り等に要した費用

この場合、借受人又は運転者は、当社に対して、当社の指定する期日までにこれらの金額を支払うものとします。なお、借受人又は運転者は放置違反金相当額を当社に支払った場合において、罰金又は反則金を納付した事により当社が当社が駐車違反金の還付を受けた時は、当社は受け取った放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

6.当社が前項の放置違反金納付命令を受けた時、又は借受人もしくは運転者が当社が指定する期日までに前項の請求額を支払わない時は、当社は、放置駐車違反関係費用未払い者として貸渡注意者リストに登録をする等の措置をとるものとします。

第 5 章 返還

第 1 8 条（返還責任）

- 1.借受人又は運転者は、レンタルバイクを借受期間満了までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2.借受人又は運転者が前項に違反した時は、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3.借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタルバイクを返還できない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 1 9 条（返還時の確認等）

- 1.借受人又は運転者は、当社立ち会いのもとにレンタルバイクを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所を除き、引き渡し時の状態で返還するものとします。
- 2.借受人又は運転者は、レンタルバイクの返還にあたって、レンタルバイク内に借受人もしくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタルバイクの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第 2 0 条（借受期間変更時の貸渡料金）

- 1.借受人又は運転者は、第 1 1 条第 1 項により借受期間を変更した時は、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
- 2.借受人又は運転者は第 1 1 条第 1 項による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に変換した時は、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第21条（返還場所等）

- 1.借受人又は運転者は、第11条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下『回送費用』といいます。）を負担するものとします。
- 2.借受人又は運転者は第11条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタルバイクを返還した時は、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第22条（不返還となった場合の措置）

- 1.当社は、借受人又は運転者が、借受期間を満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタルバイクを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じない時、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められる時は、刑事告訴を行う等の法的措置を取る他、貸渡注意者リストに登録する等の措置をとるものとします。
- 2.当社は、前項に該当する事となった時は、レンタルバイクの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システム作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3.第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第27条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタルバイクの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第23条（故障発見時の措置）

- 1.借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクに異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第24条（事故発生時の措置）

- 1.借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクに係る事故が発生した時は、直ちに運転を中止し、事故の大小に係わらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1)直ちに事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2)前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定した工場で行うこと。
 - (3)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4)事故に関し相手と示談その他の合意をする時は、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 2.借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責において事故を処理し、及び解決することとします。
- 3.当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 4.レンタルバイクを使用中に事故を起こし、車両に損害を与えた場合には、営業補償の一部として、下記の料金を申し受けます。営業補償は事故が起こった場合に適応される保険補償制度の免責額

(お客様負担)とは異なります。

- (1) レンタルバイクを自走で返還した場合 2万円
- (2) レンタルバイクを自走で返還できなかった場合(自走不可能の場合) 5万円 但し、車両損害状況により当社が金額を指定する場合がありますので、予めご了解ください。

第25条 (盗難発生時の措置)

- 1.借受人又は運転者は、貸渡期間中にレンタルバイクの盗難が発生した時その他の被害を受けた時は、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第26条 (使用不能による貸渡契約の終了)

- 1.貸渡期間中において故障、事故、盗難その他の事由(以下『故障等』といいます。)により、レンタルバイクが使用できなくなった時は、貸渡契約は終了するものとします。
- 2.借受人又は運転者は、前項の場合、レンタルバイクの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3.故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡し契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタルバイクの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタルバイクの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 4.借受人が前項の代替レンタルバイクの提供を受けない時は、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタルバイクを提供できない時も同様とします。
- 5.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済み貸渡料金から、貸渡しから貸渡し契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6.借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタルバイクを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第27条 (賠償及び営業補償)

- 1.借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えた時は、その損害を賠償するものとします。ただし、当社に帰すべき事由による場合を除きます。
- 2.前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタルバイクの汚損・臭気等により当社がそのレンタルバイクを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第28条 (保険及び補償)

- 1.借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負う時は、当社レンタルバイクについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は保証金が支払われます。
 - (1) 対人補償1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
 - (2) 対物補償1事故につき1000万円
 - (3) 搭乗者障害補償1名につき500万円（死亡・後遺障害のみ）
 - (4) 車両補償1事故につき時価額又は当社が定める補償制度による支払いまで
 - (5) 盗難補償1事故につき当社が定める補償制度による支払いまで但し、その保険約款の免責事由に該当する時は、この保険金は給付されません。
- 2.保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 3.保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 4.当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払った時は、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 5.第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については借受人又は運転者負担とします。
- 6.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

第29条（貸渡契約の解除）

- 1.当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款及び細則に違反した時、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなった時は、何らかの通知、催促を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。

第30条（同意解約）

- 1.借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡し料金を差引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2.借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料= { (貸渡契約期間に対する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第9章 個人情報

第31条（個人情報の利用目的）

- 1.当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) 自家用自動車有償貸渡事業（レンタカー事業）の事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため

- (2) 借受人又は運転者に、レンタルバイク及びこれらの関連したサービスの提供をするため。
- (3) 借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
- (4) レンタルバイク、中古車、その他の当社において取り扱う商品及びサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、メールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
- (5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的とし、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
- (6) 個人情報を統計的に集計、分析、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2.第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第32条（個人情報登録及び利用の同意）

- 1.借受人又は運転者は、第17条第6項又は第22条第1項のいずれかに該当することとなった場合においては、借受人又は運転者の氏名、住所等を含む個人情報が当社、貸渡注意者リストに登録され利用されることに同意するものとします。

第10章 雑則

第33条（相殺）

- 1.当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺できるものとします。

第34条（消費税）

- 1.借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税含む）を当社に対して支払うものとします。

第35条（延滞損害金）

- 1.借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った時は、相手に対し年率14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとします。

第36条（準拠法）

- 1.準拠法は日本法とします。
- 2.邦文約款と英文約款に齟齬がある時は邦文約款によるものとします。

第37条（細則）

- 1.当社は、予告なく約款又は細則を改訂し又は、約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
- 2.当社は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様と

します。

第38条（合意管轄裁判所）

- 1.この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は、訴額のいかんにかかわらず当社営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。